

未成年者（17歳以下）の受診について

当院では未成年者（17歳以下）の受診に際して、原則として保護者または法定代理人の方の付き添いをお願いしております。

付き添いが必要な理由

- ・病歴、アレルギー歴、治療中の病気やケガ、服用薬の確認など、必要な医療情報を確認するため
- ・検査や処置のリスクや処方薬の副作用などの理解と判断のため
- ・診療の方針を決める際に保護者の方の判断や承諾が必要なため

当院の方針

1. 中学生相当以下

- 1) 原則、保護者の同伴を求めます。
- 2) 担任教師など保護者以外の方が同伴している場合は、同伴者に対して「保護者への受診の連絡と承諾を得ていること、保護者が遅滞なく来院すること」を確認します。
- 3) 保護者が到着する前に同意書を必要とする検査を行う必要が生じた際は、保護者へ連絡し、承諾を得るとともにアレルギーの有無等を確認します。
- 4) 初診結果の説明の際には、保護者または法定代理人の方の付き添いを求めます。
再診の患者であり、「処方切れのため、続き分の処方のみ希望」「同意書を必要としない軽微な処置」に限り、保護者が承諾していることの確認ができれば、中学生は1人で受診可能です。

2. 中学校卒業相当以上 17歳以下

- 1) 保護者が受診を承諾していれば、保護者の同伴なく受診可能です。
保護者に電話し、承諾していることを確認します。
- 2) 同意書を必要とする検査を行う際は、本人の同意を得る、さらに保護者へ連絡し、同意を得るとともにアレルギーの有無等を確認します。

3. 注意事項

緊急時（その場で適切な処置を行わないと重大な後遺症や生命の危機があると判断する時）は、保護者の承諾なしに診断・治療を開始します。